

様式第1（第1条関係）（令元経産令20・追加、令2経産令92・一部改正、令7経産令73・一部改正）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和8年1月30日

徳島県知事 殿

徳島県板野郡上板町七條字西栗ノ木6-4
上板町商工会
会長 吉田 豊司

徳島県板野郡上板町七條字経塚42
上板町長 松田 卓男

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：松村 真澄

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：上板町防災マップ】

上板町は吉野川北岸に位置し、北部には讃岐山脈がみられ、南に向かって傾斜している。ここに源を発する泉谷川、宮ヶ谷川、大山谷川など数流の谷川は、本町南部を東西に流れる宮川内谷川に流入している。これらの谷川が流出した土砂は、独特の扇状地を形成し、一般耕地よりも川底の高く洪水被害が大きくなりやすい天井川原が発達している。

本町防災マップの浸水想定区域図によると、吉野川本線の区間のうち岩津地点下流の範囲にて、想定最大規模の降雨（48時間総雨量765mm）により堤防が決壊した場合の氾濫状況をシミュレーションしたものによれば、吉野川北岸地域から宮川内谷川に至る地域は浸水最大5～10mの浸水（計画最大規模）が想定されており、宮川内谷川南岸でも3～5mの浸水が想定されている。

また、宮川内谷川において、想定最大規模の降雨（24時間総雨量1,151mm）により堤防が決壊した場合の氾濫状況をシミュレーションしたものによれば、吉野川北岸地域から宮川内谷川に至る地域は浸水最大3～5mの浸水（計画最大規模）が想定されており、宮川内谷川南岸でも浸水最大5～10mの浸水が想定されている。

宮川内谷川から吉野川に至る平坦部は、徳島県北部の主要道路である県道14号が東西に走り、その沿道は本町の商業における中心地である。また、沖積層の肥沃な農耕地を形成し、藩政期から明治にかけては、阿波藍の名声を全国にとどかせた葉藍の主要産地であったが、現在では水田地帯となっている。商工業のみならず肥沃な土壌を活かした農業が盛んな地域であることから、本町の産業に甚大な被害を及ぼす恐れがある。



【土砂災害：徳島県水防・砂防情報マップ】

本町北側は、讃岐山脈を形成する和泉層群の山地である。流れ盤斜面において層理面に沿った崩壊や地すべりが発生しやすいのが特徴である。

徳島県水防・砂防情報マップによると、本町北側山地部の泉谷・引野地区、大山地区が土砂災害特別警戒区域となっている。当該地域では上板町の特産品である柿をはじめ、桃などの果樹栽培が盛んであり、果樹農園が被災することで、これら特産品を販売する地域小売業における売上、集客に影響を及ぼす。

【地震：J-SHIS、上板町防災計画】

上板町に大きな被害を与える災害としては、中央構造線と南海トラフを震源とする地震が考えられる。地震ハザードステーションの地震予測地図によると、本町において震度6弱以上の地震が今後30年間で70.1%の確率で発生するとされている。



上板町防災計画では、平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.0、M9.1)」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを下記のように算出しており、それによると、上板町の最大深度は震度6弱～強であり、液状化危険度は極めて高い。

<建物全壊・焼失棟数>

単位：棟

揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
440	10	※	※	※	10	450	460	460

<建物半壊棟数>

単位：棟

揺れ	液状化 (大規模半壊を含む)	急傾斜地	火災	合計
1,000	300	※	—	1,300

<死者数>

単位：名

揺れ			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
30	20	20	※	※	※	※	※	※	0	※	※	30	20	20

<負傷者>

単位：名

揺れ			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
230	40	140	※	※	※	※	※	※	0	※	10	230	140	170

※は、若干数を表す。数値はある程度をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

また、ライフラインも上水道、電力、通信と100%の世帯が復旧対象軒数と想定され、上水道は1ヶ月以内に復旧予定だが、電力、通信は1か月以内といった早急な復旧は難しいと想定されている。商工業者へのリスクとしては、人的被害、設備の破損、ライフライン復旧の長期化や復旧費用の高額化が想定される。

【感染症、サイバー攻撃等】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、上板町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。事業者等への影響は、既述の自然災害と異なり建物や設備等の物損はないものの、人の動きや接触といった活動が鈍くなる、もしくは縮小、一時休止するなどあらゆる経済活動を停滞させるものであり、これらが長期間続けば、事業継続はもとより、転廃業のリスクも高くなってしまう可能性がある。また、DX化の推進に伴い、サイバー攻撃による情報漏洩やシステム故障等のリスクへの対策が必要である。

(2) 域内の商工業者の状況（令和6年度徳島県商工会連合会実態調査より）

- ・商工業者数 268 者
- ・小規模事業者数 252 者（うち事業継続力強化計画に取り組んでいる小規模事業者：38 者）

【内 訳】

業 種	商工業者数	備 考
製造業	49	町内に点在
建設業	51	〃
卸・小売業	77	〃
飲食・サービス業	62	〃
その他	29	〃
合計	268	

(3) これまでの取り組み

1) 上板町の取り組み

・防災計画の策定

災害基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、上板町の地域に係る災害対策に関し、防災に万全を期するため、上板町地域防災計画を策定。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえば被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害緊急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項などを中心に定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、具体的推進に努めるものとしている。

・防災フェスタ開催による防災意識の醸成

上板町自主防災組織連絡協議会や上板町防災士会と連携し、地域住民等が体験を通じて「自助・共助」の精神を養うため、また、自衛隊、警察、消防といった機関が参加し、車両展示やデモンストレーションを行うことで、町の防災体制を知る機会を得るとともに「公助(行政・専門機関)」との信頼関係構築を図ることを目的とし、毎年11月に開催している。

・防災備品の備蓄、自主防災会との連携

地震津波からの安全な避難を実現するため、町は各自主防災組織並びに町内会等と連携して適所に避難場所を計画的に整備している。なお、津波が収束するまでの一時的な滞在が想定されることから、自主防災会等との連携を図りながら、備蓄倉庫やトイレ等の確保と整備を進めている。それに加えて、住民の食料等の備蓄や行政による地域備蓄拠点での備蓄、並びに流通業者との応援協定等による総合的な備蓄体制を確立し、少なくとも災害発生後7日分相当の食料の確保に努めている。

・防災・減災に資する補助事業制度の実施

耐震化、減災化に効果的な住宅改修や設備導入、防災士の育成、自主防災組織活動に対し補助事業を実施することで、地域の防災力強化を図っている。

2) 上板町商工会の取り組み

・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、事業者へ事業継続力強化計画策定の推進を行うとともに、計画策定事業者に対する国、県の支援施策についての情報提供を実施した。

・事業継続力強化計画策定に向けた支援

事業継続力強化計画について、商工会職員が伴走型で策定支援を実施。より専門性を要する業種については専門家派遣による策定支援を実施した。

・避難訓練の実施

毎年1回、職員による避難訓練を実施するとともに、備蓄物の点検・確認を実施した。

・地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

巡回時にビジネス総合保険について周知し、各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業継続力強化計画策定支援事業者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2社	2社	10社	8社	13社

- ・事業継続力強化に関するセミナー開催数 2回
- ・ビジネス総合保険への加入 1者

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 商工会会員事業所以外の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 事業者BCP、事業継続力強化計画の必要性、実効性、効果については徐々に理解が浸透してきている。ただ計画策定の段階まで進んでも計画の実効性を担保することが難しい。
- ③ 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員、保険・共済に対する専門的な知識及び人員、助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している。

【対策】

- ① 経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧により把握するほか、商工会会員外事業者への巡回を実施し、事業継続力強化に関する現況のヒアリングを実施し取組状況を把握する。
- ② 未策定事業者に対し計画策定の推進及び策定支援を実施するとともに、策定済事業所に対し年1回以上のヒアリングを行い、計画遂行状況を把握する。進捗状況に課題や遅延があれば適宜見直し等の支援を実施する。
- ③ 保険・共済や防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員等の不足については、町内に所在する損保会社（東京海上日動㈱代理店）や中小機構など他の支援機関と連携し専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修会や勉強会を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、経営指導員等の職員が巡回訪問及び窓口相談時やセミナーを通じて自然災害等のリスクを十分に理解・認識させ、災害への事前対策の必要性を周知する。
- ・発災後に町内のインフラ復興を担う業種（建設・電気・ガス・水道・通信関連業種）や地域の雇用の軸を担う事業所の事業者BCP若しくは事業継続力強化計画策定を支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、町内全体の小規模事業所の事業継続力強化につなげる。

実施期間内における事業者BCP若しくは事業継続力強化計画策定事業者数の目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
7社	7社	7社	7社	7社

IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体と連携し、町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。特に商工会会員外事業所については、経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧により把握するほか、巡回を実施し、事業継続力強化に関する現況のヒアリングを行う。
- ・巡回経営指導時に、町内のインフラ復興を担う業種（建設・電気・ガス・水道・通信関連業種）や地域雇用の主軸を担う事業所に対して事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、上板町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ホームページへの掲載、パンフレット配布等により国・県の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や共済の概要、事業所 BCP 策定・運用に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画策定の推進や、徳島県版 BCP 認定の取得や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・損保会社や専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・巡回・窓口経営指導時に、策定した事業者 BCP や事業継続力強化計画の進捗状況をヒアリングし、未実施項目については計画に基づいた実施を促すほか、専門的な支援が必要な場合は専門家派遣を実施する。
- ・計画策定後2年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。
- ・上板町が実施する、防災・減災に資する補助事業制度について周知・活用促進を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ホームページ等で域内事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

- ・同様の災害リスクを受けやすい近隣地域や同業種、サプライチェーン内で取引関係にある事業所同士のマッチングを行い、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体との連携

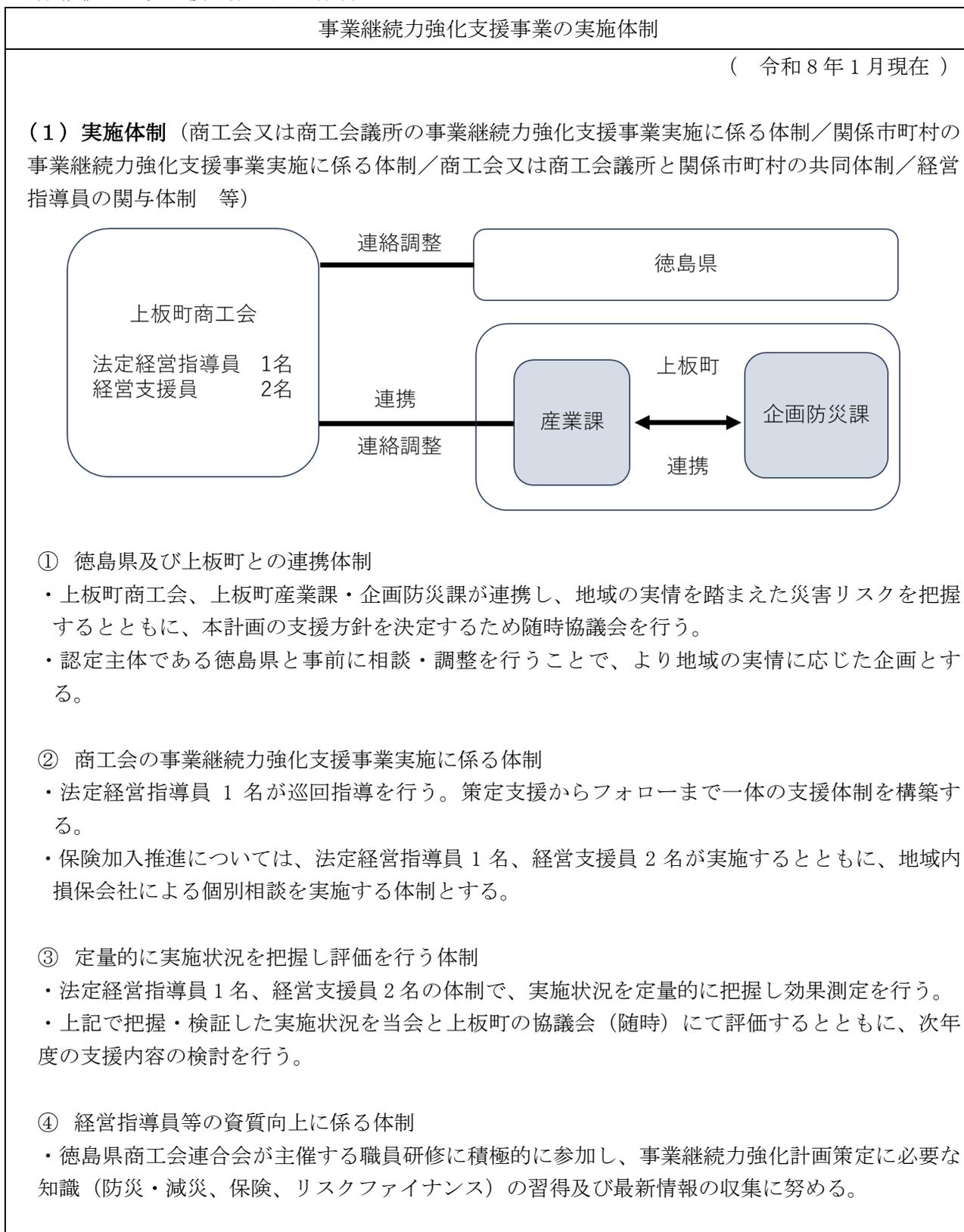
- ・地域内損害保険会社や全国商工会連合会との協定による専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナーの共催等、連携して事前防災対策を進めるとともに、人材育成やノウハウ構築に取り組む。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたり、中小企業基盤整備機構四国本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

※その他

- ・上記に用に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 松村 真澄

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画実施における目標や指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 松村 真澄は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

上板町商工会

〒771-1302 徳島県板野郡上板町七條字西栗ノ木6-4

TEL：088-694-5259/FAX：088-694-6323

E-mail：tsci2400@tsci.or.jp

②関係市町村

上板町役場 産業課

〒771-1302 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

TEL：088-694-6806/ FAX:088-694-5903

E-mail:sa@kamiita.i-tokushima.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

